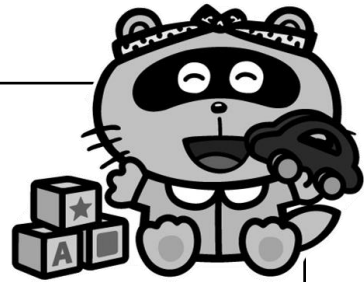


保育施設利用申込案内

～令和8年度版～



令和8年度4月入所申込受付期間

令和7年

11月4日(火)～11月28日(金)

※郵送の場合は必着。

※4月からの転所申込も同様の受付期間です。

※4月入所の結果通知は、1月下旬に発送予定です。(詳細が決まり次第、市 HP に掲載予定。)

※4月入所に空きがある場合、2月頃より二次募集を実施します。(詳細が決まり次第、市 HP に掲載予定。)

●入所・転所申込受付期間●

希望月	申 込 受 付 期 間	就労証明書等有効期限	希望月	申 込 受 付 期 間	就労証明書等有効期限
4月	R7.11.4 ～ R7.11.28	R7. 9.1 以降のもの	10月	R8. 8.3 ～ R8. 8.20	R8. 6.1 以降のもの
5月	R8. 3.2 ～ R8. 3.19	R8. 1.1 以降のもの	11月	R8. 9.1 ～ R8. 9.18	R8. 7.1 以降のもの
6月	R8. 4.1 ～ R8. 4.20	R8. 2.1 以降のもの	12月	R8.10.1 ～ R8.10.20	R8. 8.1 以降のもの
7月	R8. 5.1 ～ R8. 5.20	R8. 3.1 以降のもの	1月	R8.11.2 ～ R8.11.20	R8. 9.1 以降のもの
8月	R8. 6.1 ～ R8. 6.19	R8. 4.1 以降のもの	2月	R8.12.1 ～ R8.12.21	R8. 9.1 以降のもの
9月	R8. 7.1 ～ R8. 7.21	R8. 5.1 以降のもの	3月	R9. 1.5 ～ R9. 1.20	R8. 9.1 以降のもの

※入所結果通知は、入所月前月の10日頃発送予定です。(4月のみ1月下旬頃を予定。)

<電子申請なら市役所に行かなくてOK！>

申込みは簡単・便利な電子申請をぜひご利用ください！システムメンテナンス時間を除き、24時間

※いつでも申請が可能です。(※受付開始日は 9:00 から申請できます。受付終了日は 17:00 まで申請可能です。)



←電子申請はこちらから

窓口申請は混雑時(特に 4 月入所)、多くの時間をお待ちいただく場合があります。お急ぎの方は、電子申請をご利用ください。

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/37817.html>

目 次

1 保育施設の種類	1
2 保育施設を申込みまでの流れ	2
3 保育施設の利用申込み	3
4 申請書類.....	5
5 市外の保育施設への申込み(広域入所)	6
6 申込みから利用までの流れ.....	7
7 申込み後や入所中の手続き	8
8 よくあるお問合せ・確認事項	9
9 必要書類記載例	11
10保育料・副食費.....	13
11認可保育施設以外をご利用の場合	17
12その他保育サービス	19
13 令和7年度からの変更点.....	20

1 保育施設の種類の種類

1 どんな施設があるの？－認可施設の種類の種類－

「幼稚園」や「保育所(園)」に加え、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ「認定こども園」や、0～2歳の子どもを少人数で預かる「小規模保育事業所」があります。

施設の種類の種類	利用区分	クラス年齢(4/1 時点の年齢)	申し込み先
幼稚園	幼稚園	2 ^[※2] ～5歳児クラス	各施設
保育所(園)	保育所	0～5歳児クラス	市役所
認定こども園	幼稚園	2 ^[※2] ～5歳児クラス	(公立)市役所 (私立)各施設
	保育所	0～5歳児クラス	市役所
小規模保育事業所 ^[※1]	保育所	0～2歳児クラス	市役所

東広島市ホームページに各施設の情報をまとめています！



[※1]小規模保育事業所は2歳児クラス卒園後、連携施設へ優先的に入所ができます。

[※2]幼稚園の2歳児クラス(年々少)は、満3歳児以上の児童のみ利用可能です。

※認可外施設とは？

乳幼児の保育を目的とする施設で、認可を受けていない施設の総称です。市へ児童福祉法に基づく届け出がされています。サービス内容、保育料等は施設によって異なり、利用申込みは直接施設へ行います。一定の条件はありますが、保育料無償化の対象となります。(詳細は17ページ参照。)

2 保育施設(認可)に入るには？

認可施設を利用するためには、児童の年齢や施設の利用形態に応じた「教育・保育給付認定」が必要です。(2・3号は年齢区分によるものであり、自動的に切り替わるため手続き不要です。)

教育・保育給付認定の種別		保育の必要性	児童年齢	時間区分
幼稚園の利用(1号認定)		なし	満3歳以上	教育標準時間 (朝～昼過ぎの4時間程度)
保育所利用	(2号認定)	あり	満3歳以上	保育標準時間 または 保育短時間
	(3号認定)		0～2歳	

保育所利用(2・3号認定)の場合は就労など「保育を必要とする事由」が保護者のいずれにも必要です。保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があります。

- ・保育標準時間…施設が定めた11時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用可能
- ・保育短時間…施設が定めた 8時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用可能

※開所時間は別紙「保育施設一覧」に掲載しています。

※保育を利用できるのは、各家庭において保育が難しい時間に限られます。仕事等がお休みの日は原則として家庭での保育をお願いします。

※保育を必要とする事由(保育要件)とは？

以下の8種類があります。(詳細は3ページ)

1	就労している(月 64 時間以上)	5	求職活動中である
2	母親が妊娠中または出産前後	6	就学している(月 64 時間以上)
3	疾病・障がいがある	7	災害復旧に従事している
4	介護・看護をしている(月 64 時間以上)	8	その他(DV・ストーカー・児童虐待など)

2 保育施設を申込みまでの流れ

1 申込受付期間を確認しましょう

表紙をチェック！

入所を希望する月ごとに受付期間が異なります。(転所の場合も受付期間は同じです。)

※期間を過ぎたり、書類に不備がある場合、受付ができません。なるべく余裕をもって申込んでください。

2 希望する保育施設を選びましょう

クラス年齢や0歳児の受入れ月齢、延長保育の実施の有無等を確認して、認可の保育施設の中から最大10施設まで選択することができます。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和 7 年[2025年]4月2日 ~
1歳児クラス	令和 6 年[2024年]4月2日 ~ 令和 7 年[2025年]4月1日
2歳児クラス	令和 5 年[2023年]4月2日 ~ 令和 6 年[2024年]4月1日
3歳児クラス	令和 4 年[2022年]4月2日 ~ 令和 5 年[2023年]4月1日
4歳児クラス	令和 3 年[2021年]4月2日 ~ 令和 4 年[2022 年]4月1日
5歳児クラス	令和 2 年[2020年]4月2日 ~ 令和 3 年[2021 年]4月1日

★施設選びお役立ち情報

毎月 15 日ごろ更新

保育施設案内	保育施設入所状況	園庭開放 (公立施設)	重要事項説明書 (私立認定こども園)
			

3 施設見学をしましょう

事前に各施設へお問合せの上で、見学が可能です。入所後のイメージを固めるためにも、基本的に見学を行ってから申込みをしてください。保育の様子や方針だけでなく、保育料以外の費用や送迎にかかる時間、アレルギー対応など気になることは確認しておいてください。

★私立認定こども園の保育所的利用の申込みについて

私立認定こども園を申込み場合は、重要事項説明書に同意し、それぞれの施設へ事前に提出が必要です。見学時に提出をしておくくとスムーズです。説明書は、各施設から配布または、市ホームページからダウンロード。

4 必要書類を準備し、受付期間内に申込みしましょう

申込条件や必要書類の詳細は3～6 ページにまとめています。

▶申込方法(次の3つから選んでください)

①電子申請

東広島市電子申請システムを使って、簡単・便利に申請できます。システムメンテナンス時間を除き、24時間いつでも申請が可能です。



←電子申請はこちらから

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/37817.html>

②市役所窓口への直接申請 保育課または各支所窓口

※窓口申請は混雑時(特に 4 月入所)、多くの時間をお待ちいただく場合があります。

③郵送での申請

申込期間内、必着です。期間を過ぎてから届いた場合、受付ができませんのでご注意ください。

※必要書類がそろっていないかったり、記載内容に不備があったりすると、再提出していただく場合や入所調整時に不利になる場合があります。

3 保育施設の利用申込み

1 利用できる方(保育所利用(2・3号認定))

次の条件を全て満たす場合に申込みを行うことができます。

- ①【保育対象年齢】受入れ対象年齢を満たしていること。(別紙「保育施設一覧」を確認してください。)
 ②【住所要件】お子さんと保護者が東広島市に住んでいること。(東広島市に住民票があることが原則。)
 ③【保育の必要性】父母等、世帯の全保護者が以下のいずれかの事由(保育要件)に該当すること。

保育要件	状況	必要証明書類 (申込時)		必要証明書類 (入所後)	
就労	就労する(している) ※1か月あたり64時間以上の勤務時間があり(休憩時間除く)、給与を得ていることが必要	被 雇 用 者	就労中	①就労証明書(勤務先で記載)	
			就労予定 (入所月に就労)	①就労証明書(勤務先で記載)	(就職後 30 日以内) 就労証明書(勤務先で記載)
			育休復帰 (入所月に復帰)	①就労証明書(勤務先で記載)	(復職後 30 日以内) 復職証明書(勤務先で記載)
			※家族就労など、代表者または就労証明書記載者が児童と血縁関係にある場合は入所後に右記の書類が必要です。		(入所後 3 か月以内) 入所月の給与明細書
		自 営 業	開業 1 年以内	①就労証明書(自身で記載) ②開業届 または 法人登記簿	確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し
			開業 1 年以降	①就労証明書(自身で記載) ②確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し	
妊娠・出産	妊娠した・出産する	①母子手帳のコピー(表紙、出産予定日記載ページの2枚)			
疾病・障がい	疾病・障がいがある	①医師の診断書(保育ができない旨の記載があるもの) または 手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等 ※コピー可)			
介護・看護	同居家族の介護・看護を行う ※1か月あたり64時間以上	①介護・看護状況申告書 ②スケジュール申告書 ③医師の診断書(介護・看護が必要な旨の記載があるもの)または 手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等※ コピー可) ④(介護の場合)ケアプラン「週間サービス計画書」のコピー			
求職活動	求職活動中である	①ハローワークの受付票の写し (起業準備の場合は下記) ①起業準備をしていることがわかる書類 (店舗の賃貸契約書、物品の購入履歴がわかるものなど)		(就職後) 就労証明書 (起業後) 開業届 または 法人登記簿	
就学	就学する(職業訓練校を含む、 通信教育は不可) ※1か月あたり64時間以上	①在学証明書 ②就学時間の分かる時間割またはカリキュラム (ない場合はスケジュール申告書)			
災害復旧	災害復旧に従事する	①り災証明書			
その他	DV(家庭内暴力)/ストーカー被害/児童虐待を受けている等	①保育課にご相談ください			

★就労証明書について

就労証明書には有効期間があります。期間については表紙を確認してください。
 就労証明書は(自営を除き)勤務先での記載が必要です。申込者自身が記載してはいけません。偽造、変造した場合、「有印私書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」が成立する場合があります。
 また、偽造等が判明した場合、保育所の入所の取消や退園に繋がることもありますのでご注意ください。

★転入予定で申込む場合

東広島市に住民票がなくても転入前に申込みが可能です。(※東広島市の入所申込受付期間内に限る。)
 入所決定後は、入所月1日までに東広島市への転入手続きが必要です。
 ただし、他市町の認可保育施設を利用中の場合、早めに東広島市への転入手続きを行ってしまうと、入所中の他市町の施設の利用ができなくなる場合があります。転入手続きのタイミングにご注意ください。

★育児休業を取得する場合

育児休業期間中でも就労中として、新規申込みができます。(ただし、育児休業取得期間は短時間利用のみ。)
 また、既に利用中の方が育児休業を取得する場合についても、継続して利用することができます。継続利用には、変更の申請が必要となりますので8ページを確認してください。

2 利用できる期間(2・3号認定有効期間)

保育を必要とする事由(保育要件)に応じ、有効期間が決まります。有効期間を超えての施設利用はできません。
(保護者によって事由が異なる場合は、短い方の認定期間となります。)

保育要件	利用できる期間			備考
就労	被雇用	就労中	就労期間中	有期雇用で期間更新の場合は認定終了月15日までに再度就労証明書の提出が必要
		就労予定	入所日から2か月間	就労証明書の提出により、就労中に変更(就職後30日以内に提出。未提出は退所)
		育休復帰	入所日から2か月間	復職証明書の提出により、就労中に変更(復帰後30日以内に提出。未提出は退所)
		血縁関係あり	入所日から3か月間	給与明細書の提出により、就労中に変更(入所後3か月以内に提出。未提出は退所)
	自営	開業1年以内	開業翌年3月末まで	
		開業1年以降	就労期間中	
妊娠・出産	出産予定日もしくは出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月の月末まで			出産後、世帯構成の変更の手続が必要 認定期間満了後も他の要件で継続入所を希望する場合には手続が必要
疾病・障がい	診断書が定める期間の月の月末まで(定めのない場合は入所月から6か月間)			継続の場合は認定終了月15日までに再度診断書等の提出が必要
介護・看護	証明期間満了日の属する月の月末まで			継続の場合は認定終了月15日までに再度診断書等の提出が必要
求職活動	入所月から3か月間			入所後、3か月以内に月64時間以上の就労を開始できない場合は退所
就学	在学期間満了月まで			
災害復旧	証明期間満了日の属する月の月末まで			
その他	証明期間満了日の属する月の月末まで			

3 利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由に応じ、利用できる時間が決まります。保護者のどちらかが保育短時間の事由の場合は「保育短時間」での認定となります。

保育要件	利用できる時間		
	保育標準時間(～11 時間)	保育短時間(～8 時間)	
月120時間以上の □就労(休憩を含む) □介護・看護 □就学	○	○	<延長保育> 必要に応じて、 左記時間を超えて 利用可能 ※延長保育料が必要 です
月64時間以上120時間未満の □就労 □介護・看護 □就学	×	○	
□就労(育休中) □求職活動	×	○	
□妊娠・出産 □疾病・障がい □災害復旧	○	○	
□その他	状況に応じて認定		

<保育時間イメージ(例)>

※具体的な時間設定、延長保育の有無は施設によって異なりますので、各施設へお問合せください。

7:00	7:30	18:30	19:00
保育標準時間	延長保育	保育時間(最大 11 時間)	延長保育
7:00	8:30	16:30	19:00
保育短時間	延長保育	保育時間(最大 8 時間)	延長保育

★利用時間はご家庭の状況に応じて認定します。

就労等の活動時間が120時間未満の場合でも、シフト制の勤務による時間の変動や通勤時間が長いなど、生活や子育てに支障が生じる特別な事情がある場合は、ご家庭の状況に応じて「保育標準時間」の認定を検討します。
対象になる方は、入所申込書裏面の記入欄にご記入ください。

☆保育施設の適正利用にご協力ください

保育施設は、就労など家庭での保育が難しい保護者に代わって児童を保育する施設です。家庭で保育ができるときは、家族一緒に過ごす時間を大切にしてください。家族での会話やスキンシップにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につく、児童の心や情緒の安定につながります。
また、保育士が不足しており、特に朝夕の時間や土曜日の保育士確保が難しい状況があります。安全で充実した保育を安定して実施するためにも、適正利用のご協力をお願いいたします。

4 申請書類

申請書類は、個々の事由や状況によって異なります。様式についてはホームページからダウンロードするか、保育課、各支所窓口で配布しています。

1 全員必要な申請書類(記載例は11～12ページ)

下記の①～⑨の書類を用意してください。

電子申請の場合、①②③⑥⑦は作成不要です。④⑤⑧⑨はデータ(スキャンか撮影したもの)を添付してください。

きょうだい児を同時申込みする場合②～⑨は1枚(1セット)で構いません。

公立認定こども園の幼稚園利用申込みの場合は③④は作成不要です。(詳しくは7ページ)

申請必要書類	備考	電子申請
①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書	児童1人につき1枚(きょうだいの人数分必要)	作成不要
②児童台帳		作成不要
③保育の認定要件に関する申立書		作成不要
④保育を必要とする事由を証明する書類(3ページの証明書類)	父母等、全保護者分必要	必要
⑤児童手当に係る保育料および副食費の徴収等に関する申出書	電子申請の場合、入所決定後に原本を提出	必要
⑥個人番号(マイナンバー)申告書		作成不要
⑦保育施設等利用申込みに関する同意・確認書		作成不要
⑧申請者のマイナンバー確認書類(以下のいずれか) ・マイナンバーカード(裏面)・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し(原本)	郵送の場合、マイナンバーカード・通知カードはコピー、住民票は原本を送付 通知カードは、住所・氏名が住民票と一致しているもののみ	必要
⑨申請者本人確認書類(顔写真付きのもの) ・マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード 他	郵送の場合、コピーを送付 運転免許証等、裏面の記載がある場合は裏面も必要	必要

2 状況に応じて必要な申請書類

下記に該当する場合、必要書類を用意してください。

電子申請を利用する場合はデータ(スキャンか撮影したもの)を添付してください。

申請の必要な方	申請必要書類
ひとり親家庭の方 (親族以外の異性と同一住所の場合は除きます)	○保護者の戸籍謄本 または ○ひとり親家庭等医療費受給者証 または ○児童扶養手当証 のうち、どれかひとつ(コピー可)
別居しており離婚調停中などの方	○離婚調停中を証明する書類(裁判所や弁護士等の発行したもの)
世帯員(入所児童を含む)が手帳等を所持している方	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知、障害基礎年金証書のうち、どれかひとつ(コピー可)
生活保護法による保護を受給中の方	○生活保護受給者証(コピー可)
児童にアレルギーがある方	○こどもの健康チェック表(アレルギー欄を記載)
児童に既往症・手帳ほか気になる点がある場合	○こどもの健康チェック表(健康状況欄を記載)
児童が外国籍の場合	○外国籍調査票
親権者以外(祖父母等)が代理で窓口申請に行く場合	○委任状(親権者が、窓口に行く人に委任するもの)
4月～8月利用開始の方で 2025年1月1日に	国外に住んでいた方
	東広島市以外に住んでおり、市民税非課税の方
	東広島市に住んでおり、市民税未申告(非課税)の方
9月～3月利用開始の方で 2026年1月1日に	国外に住んでいた方
	東広島市以外に住んでおり、市民税非課税の方
	東広島市に住んでおり、市民税未申告(非課税)の方

★児童にアレルギーや既往症・手帳ほか保育する上で気になる点がある方

状況に応じて、申込み受付時に窓口で専門員による聞き取りを行う場合があります。来庁時に専門員が不在だった場合や電子申請者については、後日お電話で聞き取りを行います。

3 入所決定(開始)後に必要な申請書類

下記に該当する場合、必要書類を用意してください。

電子申請が利用できないもの(紙書類で提出)がありますので、ご注意ください。

紙書類については、利用する保育施設または保育課に提出してください。

申請の必要な方	申請必要書類	電子申請
電子申請の方全員	○児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書 ※電子申請時に記載した書類の原本を利用する保育施設または保育課に提出してください。	×
(私立認定こども園以外の) 東広島市の保育施設を利用する方	○保育所(園)保育料・副食費口座振替依頼書 ※入所決定後、保育施設より配布されます。東広島市内の金融機関に提出してください。	×
就労予定、育休復帰、就労(血縁関係あり)、自営業(開業1年以内)、求職活動で申し込んだ方	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)※電子申請時は不要 ○3 ページ記載の入所後必要証明書類	○
課税状況が確認できない方	○市民税申告書、課税証明書、非課税証明書のうち、 どれかひとつ(コピー可) ※詳細は下記のとおり	×

★課税状況が確認できない方(市民税が未申告の方)

申込み時の書類や情報にて課税状況が確認できない場合、保育料は最高額(副食費は非免除)で一旦算定し、書類提出のご案内を送ります。

○基準日^{【※1】}で東広島市に住んでいた方
市役所の市民税課で申告をし、申請書の写しを提出

○基準日^{【※1】}で東広島市以外に住んでいた方
課税証明書または非課税証明書(コピー可)を提出

【※1】 4 月～8 月利用開始の方は2025年 1 月 1 日、9 月～3 月利用開始の方は2026年 1 月 1 日が基準日です。

※収入が少なかった(無かった)等の理由で市民税が非課税の場合などが対象です。父母のどちらか片方でも、課税状況が確認できない場合、保育料は最高額(副食費は非免除)での算定となります。上記書類を提出後、さかのぼって再算定を行いますが、年度内に手続きを行わない場合は最高額のままとなりますので、なるべく申込み時に必要書類をご提出ください。なお、保育料は毎年 9 月に課税年度が変わります。保育料算定時に、課税状況が確認できない方は、毎年書類の提出が必要となります。

5 市外の保育施設への申込み(広域入所)

市外勤務・里帰り出産などの理由により東広島市に住み票がありながら市外の保育施設の利用を申し込むことが可能です。

●審査自治体

保育施設のある市区町村

●申込先

東広島市保育課及び支所(※電子申請不可)

●申込受付期間

各市区町村の申込締切日の1週間程度前

●必要書類

5ページ申請書類を参照

※その他希望先の保育所等のある市町村が求める書類

●注意点

・保育施設のある市区町村の審査基準、締切日などについてのご確認をお願いいたします。

・締切日間近に提出されると、入所希望月の審査に間に合わない場合があります。

・保育の実施期間は最大で年度内までです。翌年度の継続希望の場合は再度保育施設のある市区町村での審査があります。また、里帰り出産などについての保育の実施は、東広島市及び保育施設のある市区町村の基準に準じます。

・東広島市外に住み票があり、東広島市内の保育施設の利用を希望する場合は、住み票のある自治体に申込みをしてください。

6 申込みから利用までの流れ

1 申込み

必要書類を準備し、電子申請・窓口申請(保育課または各支所)・郵送申請のいずれかにて申込みをしてください。

★電子申請

用意するものは、メールアドレス、保育を必要とする事由を証明する書類、児童手当に係る保育料および副食費の徴収等に関する申出書、個人番号確認書類、本人確認書類。

(状況に応じて必要な申請書類がある方はあわせて準備してください)



←電子申請はこちらから

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/37817.html>

★私立認定こども園の保育所利用の申込について(見学时に提出しておくスムーズです)

私立認定こども園を申込み場合は、重要事項説明書に同意し、**それぞれの施設へ事前に提出が必要です。**説明書は、各施設から配布または、市ホームページからダウンロード可能です。

ホームページはこちら→



★公立認定こども園の幼稚園利用の申込について

御園宇幼稚園

申込の際に、御園宇幼稚園での面談を行います。施設に直接連絡し、日程を調整してください。

上記の書類のほか、入園願が必要です。

ただし、4月の申込に限り、令和7年11月12日(水)、14日(金)に東広島市役所 本庁にて行ないます。

それ以外の期間については、申込受付期間は保育所利用と同じです。

認定こども園くば、たけに、とよさか

市役所保育課、各支所で申込みを受け付けます。申込み受付期間は保育所利用と同じです。

2 入所調整

- ・申込書類によって保育要件を確認し、家庭で保育ができない度合の高い順に決定します。
- ・希望者多数の場合は保育施設へ入所ができず、待機となる可能性があります。
- ・申込みの順番や待機している期間は入所調整には影響しません。
- ・調整を行う年度内(4月については前年度)に入所の辞退があった場合、調整指数を減点します。

3 入所決定、教育・保育給付認定の通知

- ・入所月の前月10日頃に郵送により入所調整の結果を通知します。お手元へ届くのは15日頃です。
お電話でのお問合せにはお答えできません。
- ・入所決定通知後、申込みの内容と事実が異なり、保育要件が満たされていないことが確認された場合や、安全に保育をすることができないと判断された場合、入所の承諾を取り消すことがあります。
住所・世帯構成(離婚、出産等)・認定要件(退職・転職等)など、届出の内容に異動があった場合は、速やかに新しい内容の書類を提出してください。また、児童の状況が変わった場合は速やかに保育課にご相談ください。

★入所調整の結果、保育施設へ入所できず、待機となった場合

申込書の有効期限は年度内となりますので、その間は継続して審査を行います。

翌年度分については、再度入所申込みが必要になります。

【例】4月入所申込みで待機の場合

→5月～翌年3月分は自動的に審査し毎月結果を発送。翌年4月以降分は再度申請が必要(申請書類等は再度作成)。

※保育要件・希望する施設の変更、入所申込みの取下げは申請が必要です。詳細は8ページをご覧ください。

※妊娠・出産

出産予定日もしくは出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、今後の保育要件がないため、入所申込みが取下げとなります。

※疾病・障がい

申込み後、6か月を経過する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、診断書の有効期限が過ぎるため、入所申込みが取下げになります。

4 決定施設での入所案内

・施設から日程等の案内があります。

5 保育料通知

・入所月の前月末頃に郵送により通知します。

6 入所

・入所月の1日付けでの入所となります。(育休復帰のみ育休復帰日からの入所可。)

7 申込み後や入所中の手続き

★電子申請

申込み後や入所中に発生する手続きについても電子申請がご利用できます(一部を除く)。→→→

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/41094.html>



1 申込み後に発生する手続き(受付先:電子申請)

取下げや希望施設、要件の変更などは、申込受付期間に対応した月に反映します。

こんな時に	申請方法
・入所(転所)申込みを取下げたい ・希望する保育施設を変更したい ・きょうだい入所条件の変更をしたい ・育休復帰予定の場合の保育施設入所に関する意向を変更したい ・住所、氏名、世帯員に変更があった ・保育要件が変わった(就職、転職、勤務時間変更、育児休業取得、妊娠など) ※3 ページの必要証明書類を準備してください。	電子申請のみ ※申請は上記QRコードから (難しい場合は保育課へ相談ください)

2 入所決定後に発生する手続き(受付先:電子申請または保育課窓口)

住所、氏名、世帯員に変更がある場合は、上記と同じです。変更次第、速やかに電子申請を行ってください。

こんな時に	申請必要書類・注意事項	電子申請
保育所に入所が決まったが、辞退したい	○入所辞退届 ※辞退した場合、年度内及び翌年度4月申込みの調整指数を減点します。 ※なるべく早く保育課窓口へお越しください。	×
求職活動(保育短時間)で申し込んだが、月120時間以上の就労が決まったため、保育標準時間に変更したい	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)※電子申請時は作成不要 ○就労証明書(会社で記載) ※勤務開始前の場合、保育要件が就労予定に変更となります。就労後30日以内に再度就労証明書の提出が必要となります。	○

3 入所中に発生する手続き(受付先:電子申請または保育課窓口または利用施設)

※該当する場合は速やかに手続きを行ってください。遅れた場合、入所が継続できない可能性があります。

※変更を行う場合は、利用施設にも必ずお伝えください。

※電子申請の場合、教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)は作成不要です。

こんな時に	申請必要書類・注意事項	電子申請
保育要件が変わった (就職、退職、転職、勤務時間変更、妊娠など)	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○3 ページの必要証明書類	○
・保育必要量(標準時間⇔短時間)の変更 ・住所、氏名、世帯員の変更 ・保育料納付者(納付義務者)の変更	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)	○
育児休業を取得し、継続利用を希望	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)	○
育休復帰した	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○復職証明書	○
婚姻、離婚等	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○保護者の戸籍謄本(全部事項証明書)コピー可	○
退所	○退所届 (※月途中での退所の場合、その月の保育料は日割り計算)	×
保育施設に長期間登園することができない	※保育施設に2か月以上登園していない場合、原則として退所となります。(退所日までは保育料等がかかります。) ※病気など特別な事情がある場合は、保育課にご相談ください。	×
保育課から届いた通知の再発行	○再交付申請書(保育課窓口へお越しください。本人確認書類要)	×

★現況届について

入所後も保育要件確認のため、原則として書類の提出が毎年(必要に応じて随時)必要です。別途ご案内します。

★転所申込みの提出書類 (※育児休業中に転所申込みは不可。受付期間は入所申込みと同じ。)

①入所申込書 ②保育所(園)変更届 ③保育の認定要件に関する申立書 ④保育要件証明書類(保護者全員)

※④は最新のものが必要(証明書の有効期限は入所申込みと同じ)

※電子申請の場合、①②③は作成不要です。

電子申請はこちらから(入所申込みと同じページ)→



8 よくあるお問合せ・確認事項

保育施設等の申込み・利用にあたり、よくある質問や確認事項をまとめています。下記を確認・同意のうえ、申込みをしたものと受付をしますので、事前によく確認をお願いします。

申込みについて

○入所結果はいつ頃わかりますか？

結果は募集締切後、毎月10日頃に発送を予定しております。お手元に届くのは15日頃になります。また、お電話での結果のお伝えはできません。発送後であれば、窓口にて結果の照会が可能です。

○申込みの際、施設見学は必須ですか？

必須ではありません。ただし、入所後の不安や戸惑いを軽減するため、見学を推奨しております。

○期限内に必要な書類が準備できません。申込みは可能ですか？

申込みは可能です。ただし、正式な内容での審査はできません。書類が整い次第、提出をお願いします。

○提出する書類はコピーでもいいですか？

コピーで構いません。

○保育施設の入所状況はどこで見ることができますか？

 ← 東広島市のホームページにてご確認ください。

○保育施設の入所状況が△ということは、入所できるということですか？

また、入所状況が×の場合は、希望しても入所できませんか？

入所状況はあくまで目安となります。

審査時に状況が変わる可能性があるため、入所状況に限らず、希望する施設をすべてご記入ください。

○希望施設はいくつまで書けばいいですか？

1～10施設までご記入いただけます。記入した施設数は審査に影響しません。

○育児休業の延長を考えています。希望施設は1つだけ記入すればいいですか？

育児休業に関するお問合せは、お勤め先等をお願いします。保育課ではお答えできかねます。

○審査の際に点数があると聞きました。自分が何点か教えてもらえますか？

点数の公表は行っておりません。

○マイナンバーが分からないのですが、申込みはできますか？

申込み可能です。

○東広島市民ですが、市外の保育施設を申込みたい場合、どうすればいいですか？

○東広島市の市民ではないですが、東広島市の保育施設を申込みたい場合、どうすればいいですか？

ご状況により、申込みの可否が異なります。保育課までご相談ください。

○幼稚園の入園申込みをしながら、保育施設を併願できますか？

公立の場合はできません。私立の場合は可能です。

申込み後について

○ずっと保育所に入ることができていません。なぜですか？

施設の空き状況、希望者数、きょうだい条件等様々な理由が考えられます。

希望施設を増やす、きょうだい条件を緩和するなど、ご検討ください。

○希望している保育施設に何人待機しているか、教えてもらえますか？

施設ごとの待機児童数は公表しておりません。

 ← ただし、施設ごとの第1希望者の入所保留者数については、東広島市のホームページにてご確認ください。

○申込みを取下げたい場合、どうすればいいですか？

各月の申込受付期間中に、電子申請にて手続きを行ってください。方法が分からない場合は、保育課までお越しください。

○希望施設を変更したいのですが、可能ですか？

可能です。電子申請にて手続きを行ってください。方法が分からない場合は、保育課までお越しください。

○申込みを行った時から家庭状況が変わりました。何か手続きが必要ですか？

手続きは必要です。ただし、ご状況により、ご案内が異なります。保育課までご相談ください。

○通知はがきを紛失しました。再発送してもらえますか？

再発送は行っておりませんが、保育課窓口にて再発行は可能です。身分証をご持参のうえ、お越しください。

○提出した書類を返してもらうことはできますか？

できません。事前にコピー等をご準備ください。

ただし、保育課窓口にて写真を撮っていただくことは可能です。身分証をご持参のうえ、お越しください。

○保育施設への入所が決定しましたが辞退したいです。どうすればいいですか？

保育課窓口にて、「保育所(園)入所辞退届」を記入し、提出してください。

○辞退の取下げはできますか？

できません。

利用開始後について

○復職・就労予定で申込みをしました。いつまでに復職すればよいですか？

入所月の月末までに復職してください。また、復職証明書・就労証明書を復職後 30 日以内に入所施設へ提出してください。期限までに復職・就労していない場合は、利用の決定を取消し、退所となります。

○ならし保育とはなんですか？

保育施設入所後、数日の間短い時間をご利用いただき、お子さまに保育施設に慣れていただくことを指します。施設により、実施の有無や期間が異なります。見学時などにご確認ください。

○就労時間が変更となりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と就労証明書を速やかに利用施設へ提出してください。

○現在の職場を退職することになりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)とハローワークの受付票(または次期就労先の就労証明書)を速やかに利用施設へ提出してください。

○育児休業を取得することになりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)を速やかに利用施設へ提出してください。

※些細な変更であっても、教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と必要証明書類を提出していただく必要がある場合があります。ご利用中の保育施設、または保育課へ必ずご連絡をお願いします。

○保育施設を長期的に欠席する予定です。退所となりますか？

2か月以上連続して欠席する場合、退所となります。

保育料について

○いくらがかかりますか？

世帯(父母等)の課税額によって異なります。14ページをご覧ください。なお、市町村民税額は住宅ローンやふるさと納税等によって、税額が控除(引かれる)前の金額、「税額控除前所得割額」となります。

○保育料は無償化と聞きましたが？

無償化は 3 歳児クラス以上が対象です。0～2 歳児クラスは保育料がかかります。3 歳児クラス以上についても、副食費(おかず代)やその他、施設利用に係る料金等が必要です。

○保育料はいつかわりますか？

9月にかかります(参照する課税年度が変わるため)。8 月までは 2 年前、9 月からは 1 年前の収入額をもとに決められた課税額により保育料が決まります。施設利用時点の収入額とは異なりますので、ご注意ください。

○月途中で入所(退所)した場合はどうなりますか？

日割り計算となります。

○世帯状況等が変わった場合、保育料はいつから変更になりますか？

申請後、翌月から適応されます。

その他

○育児休業給付金を延長するにはどのような手続きが必要ですか？

お勤め先またはハローワークにお問合せください。なお、入所申込みの控え(コピー)が必要な場合があります。

9 必要書類記載例

・入所申込書

別記様式第1号(第3条関係)									
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業入所申込書									
東広島市長 および 東広島市福祉事務所長 様									
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。 【個人情報等の提供にあたって】 市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民協の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、 また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して提示することに同意します。									
申請日	2026年 4月 1日								
申請者	氏名	東広島 太郎			続柄	父			
	電話番号	000-0000-0000 メールアドレス: abc@sample.com							
申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名	東広島 未来			生年月日	2024.4.1		性別	男
	入所歴	☒ 初めて申し込む(または、入所歴なし) ☐ 育児休業取得により退園したことがある ☐ 幼稚園利用中(施設名:)							
住所(現在お住まいの住所をご記入ください) (〒 739-8601 東広島市西条栄町8番29号 ※転入予定の場合は記入 → 転入予定日: 年 月 日 転入先住所:)									
本年1月1日時点の住所		父 現住所と ☒ 同じ ・ ☐ 異なる (市町村名:)		母 現住所と ☒ 同じ ・ ☐ 異なる (市町村名:)					
前年1月1日時点の住所		父 現住所と ☒ 同じ ・ ☐ 異なる (市町村名:)		母 現住所と ☒ 同じ ・ ☐ 異なる (市町村名:)					
教育・保育給付認定の種類		保育の必要性		時間区分					
☐ 幼稚園利用(1号認定)		なし		教育標準時間(朝～昼過ぎの4時間程度)					
☐ 保育所利用(2・3号認定)		あり		保育標準時間(施設が定めた11時間のうち、家庭保育が困難な範囲で利用可) ※就労・就学・介護/看護時間が月120時間未満、求職活動中、育児休業取得中の場合は、原則短時間利用となります。 ☐ 短時間利用が困難な事情がある場合は、こちらにチェックの上、本申込書裏面の該当欄に記載してください。					
☒ 保育所利用(2・3号認定)				保育短時間(施設が定めた8時間のうち、家庭保育が困難な範囲で利用可)					
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への入所について次のとおり申込みます。									
入所希望期間 令和8年4月1日から 延長保育利用希望 ☐ 有 ・ ☒ 無									
希望保育時間 平日 8時30分 ~ 16時30分 土曜 時 分 ~ 時 分									
保育の必要性 (保育の実施を必要とする理由) 母 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他() 父 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☒ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他()									
育児休業から復帰予定 該当 ☒ しない ・ ☐ する → ☐ 入所決定後、直ちに復帰を希望 (入所日は、各月1日から復帰日のどちらか) ☐ 2希望施設等に入所できない場合、育児休業の延長も許容される。									
ひとり親家庭である(離婚・死別・未婚) 該当 ☒ しない ・ ☐ する → 保護者の戸籍謄本、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当等のうち、どれかひとつ(コピー可)									
世帯員(申請児童を含む)が手帳等を所持している 該当 ☒ しない ・ ☐ する → 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知、障害基礎年金証書のうち、どれかひとつ(コピー可)									
生活保護法による保護を受給している 該当 ☒ しない ・ ☐ する → 生活保護受給者証(コピー可)									
コード (市記入)	希望する施設事業所名								
1	東広島保育所 本人入所歴 ☒ 有 きようだい入所 ☒ 有								
2	西条保育所								
3									
4									
5									
※以下は記入しないでください。 <<<裏面に続く>>>									
保 育 実 施 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 特 ☐ 専 ☐ コ ☐ ビ ☐ 済 ☐ 入 ☐ 決 ☐ 認 ☐ 定 ☐ 税 保育要件: 続柄: 父・母・父母以外 ☐ (生保/ひとり/疾病) 保育必要量: 標準時間・短時間 備考: 氏名() 口番号確認 口本人確認									
<<<表面に続く>>>									
お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報ため、医療機関等への相談時間も含めて、詳細に記入してください。									
申請児童の 健康状態等	①健診の受診 ☐ 無 ・ ☒ 有 → ☒ 1か月児健診 ☒ 3か月児健診 ☐ 1歳6か月児健診 ☐ 3歳児健診 () 口その他()								
	②健康上の指導事項※ ☒ 無 ・ ☐ 有 → 詳細:								
	③発達上の心配事※ ☒ 無 ・ ☐ 有 → 詳細:								
	④療育センターへの相談※ ☒ 無 ・ ☐ 有 → 詳細:								
	⑤アレルギー等※ アレルギー一品目名 () (アレルギーの程度(例: 接触不可、喫食不可等) ()								
	⑥定期的な通院 ☒ 無 ・ ☐ 有 → 通院頻度: 口週 ・ 口月 ・ 口年 に()回 口診断内容(病名等) ()								
	⑦その他集団における配慮 ☒ 無 ・ ☐ 有 → 詳細:								
	⑧宗教等による食事制限 ☒ 無 ・ ☐ 有 → 詳細:								
	※②～⑤の質問のうち、ひとつでも該当した場合は「子どもの健康チェック表」を記入し、提出してください。								
	きようだいを同時に申し込む場合は、次のうち希望する入所パターンで該当する番号をご記入ください。 ※「別々の施設でも可」を希望した場合でも、同じ施設に入所できるよう優先的に調整します。								
入所申込補助票	・同じ施設を希望する → ①同時入所のみを希望 → 一方だけで可 → ②上の子優先 → ③下の子優先 → ④どちらでも可								
	・別々の施設でも可 → ⑤同時入所のみを希望 → 一方だけで可 → ⑥上の子優先 → ⑦下の子優先 → ⑧どちらでも可								
市からの送付物の宛名・発送先を指定したい場合のみご記入ください。									
住所: 〒					宛名:				
【希望期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日】 <<<以上で終了です。>>>									
保育標準時間認定に関する 申立書	【短時間利用が困難な事情がある場合】に該当する方は、こちらに記入してください。 ※本申込書裏面にある「保育所利用(2・3号認定) 短時間利用が困難な事情がある場合」の欄にチェックを入れてください。 (保育標準時間認定が必要な理由)該当するものに、具体的な状況を記入してください ☐ 1か月の就労時間等が120時間に満たないが、1日8時間以上の就労かつ月10日以上勤務を常態としており、施設のための保育短時間認定に係る利用時間帯を超えた利用が必要であるため ☐ 1日の就労時間等が8時間未満であるが、シフト制の勤務体制及び通勤時間等の関係から、常態として、施設のための保育短時間認定に係る利用時間帯を超えた利用が必要であるため ☐ その他()								
	【具体的な状況】保護者の就労先、就労時間、通勤時間などの状況を詳細に記入してください。								
	<<<以上で終了です。>>>								

➡ 申請日に記入した日付と、実際に申請を行った日付は一致しなくても問題ありません。

➡ 実際の申請者と、申請者側に記載された氏名が異なる場合でも、子どもの保護者であれば申請可能です。

➡ 入所歴について ※申請児童本人に関する質問になります ※複数可可能です
初めて申し込む→東広島市の認可保育施設に初めて申し込む場合に
育児休業取得により退園したことがある→過去に育児退園制度により、東広島市の認可保育施設を退園したことがある場合に
幼稚園利用中→現在、東広島市の幼稚園を利用している場合は

➡ 転所予定で申請される場合は、必ず「転入予定日」「転入先住所」を記入してください。
➡ 転入先住所が確定していない場合は、予定を記入してください。(市町村など、決まっている範囲で結構です)

➡ 申請時時点の1月1日、および前年の1月1日時点が異なる場合は住所を記入してください。
(市町村名のみで結構です)

➡ 幼稚園利用(1号認定)→ 幼稚園、認定こども園の幼稚園利用を希望される際に。

➡ 保育所利用(2・3号認定)→ 保育所利用を希望される際に。
➡ 保育標準時間を希望された場合でも、要件が満たされなければ保育短時間での利用となる場合があります。

➡ 入所希望日は原則1日からとなります(土日祝日の場合でも)。育児復帰の場合のみ、復帰日の入所が可能です。

➡ 開所時間を必ずご確認ください。複数の施設を希望される場合、最も短い保育時間を記入してください。

➡ 育児復帰時の保育要件は「就労」となります。就労証明書に復職日が記載されていることをご確認ください。
➡ 復職日は予定で構いません。ただし、入所が決定した際には、必ず入所月中に復職してください。

➡ 復職日の入所を希望の場合は、必ず入所希望日と就労証明書内に記載された復職日を一致させてください。

➡ ②を選択した場合でも、入所が決定する場合があります。その際は、入所月中に復職してください。

➡ 該当がある場合は、その証明として書類を提出してください。
➡ 申請中などにより必要書類が提出できない場合は、申請中であることがわかる書類を提出してください。
➡ ただし、仮受付となるため、準備ができ次第、必要書類を提出してください。

➡ 施設見学は必須ではありません。ただし、円滑に保育施設をご利用いただくために、見学を推奨しています。
➡ また、私立の認定こども園を希望される場合、申込の時点で、各施設に同意書を提出していただく必要があります。
➡ 提出は、各月の受付期間中に各保育施設へ行ってください。

➡ 日常生活で気になることがある場合は、どんな些細なことでも構いませんので、記入してください。
➡ ②～⑤の質問のうち、ひとつでも該当する場合は、別紙「子どもの健康チェック表」を必ず記入してください。

➡ きようだい同時入所の際は、必ず回答してください。また、きようだいとも同じ条件での申込をお願いします。

➡ 3人以上での同時申込の場合は、余白に希望入所パターンを詳細に記入してください。
➡ 例: ②上の子優先(ただし、下の子2人は同時入所希望)
➡ ⑦いちばん下の子優先(いちばん上の子、真ん中の子は同じ施設を希望)

➡ 転入前など、送付先を別途指定したい場合に記入してください。
➡ 現在の住所に送付を希望する場合は、記入不要です。

➡ 就労等の活動時間が120時間未満の場合でも、シフト制の勤務による時間の変動や通勤時間が長いなど、生活や子育てに支障が生じる特別な事象がある場合は、ご家庭の状況に応じて「保育標準時間」の認定を検討します。
➡ 該当する理由に照し、具体的な状況を記入してください。

・児童台帳

児童台帳							
【保 護 者】							
氏 名		申請児童との続柄	生年月日	勤務先または学校等の名称及び連絡先			
ふりがな ひがしひろしま たろう 保育料納付者 東広島 太郎		父	2000・4・1	勤務先(学校等): 東広島市役所 電話番号: 000-0000-0000 メールアドレス: abc@sample.com			
ふりがな ひがしひろしま はなこ 東広島 花子		母	2001・4・1	勤務先(学校等): 求職活動中 電話番号: 111-1111-1111 メールアドレス: efg@sample.com			
【児 童】							
氏 名		申請児童との続柄	生年月日	学校または保育所等の名称			
ふりがな ひがしひろしま みらい 東広島 未来		本人	2024・4・1	学校(保育所等): なし			
ふりがな ひがしひろしま てるお 東広島 照夫		兄	2020・7・1	学校(保育所等): 東広島小学校			
ふりがな				学校(保育所等):			
ふりがな				学校(保育所等):			
【同 居 人】※住居登録上の世帯員だけでなく、実際に同居している方すべてを記入してください							
氏 名		申請児童との続柄	生年月日	勤務先または学校等の名称及び連絡先			
ふりがな みそのう のりお 御園宇 紀夫		叔父	1999・4・1	勤務先(学校等): 御園宇産業(株) 電話番号: 333-3333-3333			
ふりがな				勤務先(学校等): 電話番号: - -			
【祖 父 母】							
父方	氏 名	生年月日	勤務先の名称	母方	氏 名	生年月日	勤務先の名称
祖父	ふりがな さいじょう たろう 西条 太郎	1960・4・1	自営業	祖父	ふりがな たかや たろう 高屋 太郎	1970・6・1	会社員
祖母	ふりがな さいじょう はなこ 西条 花子	1964・5・1	農業	祖母	ふりがな たかや はなこ 高屋 花子	1974・2・1	無職
申請児童と同居		☒ している ☐ していない → 住所 呉市	申請児童と同居		☒ している ☐ していない → 住所		

記入欄が不足している場合は、1段に2名分を記載いただくか、別紙にてご対応ください。
別紙をご利用の際は、様式に準じた内容でお願いします。

・保育の認定要件に関する申立書

保育の認定要件に関する申立書			
東広島市長・東広島市福祉事務所長 宛		年 月 日	
次のとおり申し立てます。			
※注意事項 ・申立者について、該当する保育認定要件(家庭で保育ができない理由)をチェックして、各証明書を添付してください。 ・父・母二人分の証明書類が必要です。 ・未婚でも父母に相当するパートナー(同居人)がいる場合、保育要件が必要となります。 ・ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本(全部事項記載事項)／ひとり親家庭等医療費受給資格証／児童扶養手当証のうち一つ(コピー可)提出が必要です。			
保護者:	☐ ひとり親家庭である	続柄:	父・母・その他()
Q1.就労	提出書類:①就労証明書 ②以下に該当する書類 Q1.個人事業主、または法人の代表者である ☐ はい → 確定申告書(開業初年度は開業届)を提出※法人の場合は、法人の確定申告書が必要 ☐ いいえ → Q2へ		
Q2.東広島市職員(正職員、任期付職員)である	☐ はい → 就労証明書の提出は不要 ☐ いいえ → Q3へ		
Q3.就労先の代表者、または就労証明書の記載者と児童に血縁関係がある	☐ はい → 入所後、入所月の給与明細の提出が必要 → Q4へ ☐ いいえ → Q4へ		
Q4.既に就労している	☐ はい → 追加の提出書類はなし ☐ いいえ → 入所決定後、復職予定である → 就労開始後、再度就労証明書(証明日が就労日以降)の提出が必要 □休業を取得中 → Q5へ		
Q5.育児休業を取得している	☐ はい → 追加の提出書類はなし ☐ いいえ → 就労証明書の提出は不要 □休業を取得中 → Q5へ		
Q2.妊娠・出産	提出書類:母子手帳のコピー(表紙、および出産予定日が記載されたページ)		
Q3.疾病・障害	提出書類:医師の診断書または手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)		
Q4.介護・看護	提出書類:①介護・看護状況申立書+スケジュール申告書 ②医師の診断書(または手帳) ③ケアプラン/通園サービス計画書の写し		
Q5.求職活動	提出書類:ハローワークの受付票の写し(起業準備の場合は、起業準備をしていることがわかる書類)		
Q6.就学	提出書類:①在学証明書 ②時間割などの就学時間の分かる書類(ない場合は、スケジュール申告書)		
学校名:	入学日:	年 月 日	卒業予定日:
Q7.その他	提出書類:保育の必要性を証明する書類		
上記保育要件以外で、保育が必要な理由(自由記載)			
保護者:		続柄:	父・母・その他()
Q1.就労	提出書類:①就労証明書 ②以下に該当する書類 Q1.個人事業主、または法人の代表者である ☐ はい → 確定申告書(開業初年度は開業届)を提出※法人の場合は、法人の確定申告書が必要 ☐ いいえ → Q2へ		
Q2.東広島市職員(正職員、任期付職員)である	☐ はい → 就労証明書の提出は不要 ☐ いいえ → Q3へ		
Q3.就労先の代表者、または就労証明書の記載者と児童に血縁関係がある	☐ はい → 入所後、入所月の給与明細の提出が必要 → Q4へ ☐ いいえ → Q4へ		
Q4.既に就労している	☐ はい → 追加の提出書類はなし ☐ いいえ → 入所決定後、復職予定である → 就労開始後、再度就労証明書(証明日が就労日以降)の提出が必要 □休業を取得中 → Q5へ		
Q5.育児休業を取得している	☐ はい → 追加の提出書類はなし ☐ いいえ → 就労証明書の提出は不要 □休業を取得中 → Q5へ		
Q2.妊娠・出産	提出書類:母子手帳のコピー(表紙、および出産予定日が記載されたページ)		
Q3.疾病・障害	提出書類:医師の診断書または手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)		
Q4.介護・看護	提出書類:①介護・看護状況申立書+スケジュール申告書 ②医師の診断書(または手帳) ③ケアプラン/通園サービス計画書の写し		
Q5.求職活動	提出書類:ハローワークの受付票の写し(起業準備の場合は、起業準備をしていることがわかる書類)		
Q6.就学	提出書類:①在学証明書 ②時間割などの就学時間の分かる書類(ない場合は、スケジュール申告書)		
学校名:	入学日:	年 月 日	卒業予定日:
Q7.その他	提出書類:保育の必要性を証明する書類		
上記保育要件以外で、保育が必要な理由(自由記載)			

- ひとり親家庭の方は☑をお願いします。ひとり親家庭以外の方は、上段下段の2名分を回答してください。
- 保育要件が就労にあたる場合、Q1から順にご回答いただき、必要書類をご確認ください。誘導がない場合終了です。
- 事業代表者の方はご自身で就労証明書を記入いただき、確定申告書(開業初年度は開業届)を提出してください。
- 東広島市職員(正職、または任期付職員)の場合、就労証明書の提出は不要です。申立書のみ提出してください。
- 就労先は決定しているが、まだ就労を開始していない場合でも、就労証明書を提出してください。
- 休業を取得されている場合は、就労証明書内(10)に、休業の取得状況が記入されていることをご確認ください。
- 出産予定日が記載されていることをご確認ください。
- 医師の診断書は、コピーを提出いただいても構いません。
- 起業準備をしていることが分かる書類とは、賃貸契約書や物品購入領収書などを指します。
- スケジュール申告書にて時間割を提出する場合は、受講する科目などを詳細に記入してください。
- 1〜6の保育要件に当てはまらない場合にご利用ください。

10 保育料・副食費

1 保育料・副食費(以下、「保育料等」という。)について

(1) 納付のお願い

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。保護者の収入状況等に応じて、保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。また、副食費は、給食を提供するための食材費等に充てられるものです。

このことについて十分御理解いただき、必ず納付(原則口座振替)いただきますようお願いいたします。

(2) クラス年齢と保育料等の関係について

0～2歳児クラスは保育料が必要です。

3～5歳児クラスは保育料が無償となりますが、副食費(おかず代)が必要です。

副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。

(0～2歳児クラスにおける主食費、副食費は保育料に含まれています。)

0～2歳児クラス	保育料
3～5歳児クラス	副食費

2 保育料の額・副食費の徴収(又は免除)の決定方法について

保育料は、児童と同一世帯(祖父母や未婚のパートナー等の同居人、単身赴任者、親元を離れて暮らす子ども等を含む)に属する者の市町村民税をもとに決定します。

原則として【父母(未婚のパートナー含む)】が保育料算定対象者ですが、父母の収入状況[※1]に応じて【父母以外で家計の主宰者となる方】も保育料算定対象者となり、全員の市町村民税を合算した金額をもとに毎年決定されます。(具体的な金額は次ページ「保育料等 徴収月額基準表」のとおりです。)

保育料等算定対象者

=

父母

※未婚のパートナー含む

+

(父母の収入状況[※1]に応じて)

家計の主宰者(祖父母・同居人等のうちひとり)

※「保育料等算定対象者」は、父母の収入状況[※1]に応じて同居の祖父母等を含めるものであり、必ずしも住民票上の世帯員のみとは限りません。

[※1]父母(ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人)の収入の合計額が基準額(月額 10 万円(年額 120 万円))未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として「保育料等算定対象者」に加え、保育料を決定します。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、父母の収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができます場合があります。

なお、算定対象から祖父母等を外した場合も、毎年4月と9月の保育料決定時に、父母の平均収入月額が継続的に10万円を超えているか確認します。

<必要提出書類> ※状況により異なりますのでまずは保育課までお問い合わせください。

①収入金額等申立書 ②給与明細書3か月分

(1) 保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について(※毎年9月が切り替わりのタイミング)

令和8年									令和9年		
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和7年度市町村民税に応じて決定 (令和6年中の収入により算定)					令和8年度市町村民税に応じて決定 (令和7年中の収入により算定)						

参照する税年度の切り替わりのタイミングで、毎年、保育料等の決定(9月分以降)を行います。

※税額に変更等があった場合は、速やかに保育課へ申し出て、申告書の控えを提出してください(年度内に限る)。

(2) 課税状況が確認できない方の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層(最高額)」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。必要な書類を提出いただいた後、改めて保育料の決定を行います。

※年度内に限る。

(3) 保育料の多子軽減について

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料等は、半額または無料になる場合があります。

詳しくは15ページをご確認ください。

(4) 月中途に入所・退所した場合の保育料について

保育実施の有無等(日・祝等)を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等は、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(5) ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の保育料等について

- 次の要件をすべて満たす場合、保育料等は、【徴収月額基準表【特例】】により決定されます。
- ① 保育料等の算定に用いる市町村民税額の合算額が77,101円未満である
 - ② ひとり親世帯【※1】、又は、障害者手帳等を所持している世帯【※2】、又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

【※1】 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

【※2】 「児童と同一世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

(6) 算定に用いる市町村民税所得割額について

【配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等】を適用する前の金額を用います。

(7) 保育料等を決定するための徴収月額基準表について

< 保育料等 徴収月額基準表 >

階層 区分 【※3】	市町村民税の 課税状況等		保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費
			0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
			標準時間	短時間	標準時間・短時間 ・教育標準時間
A	生活保護世帯等【※4】		0	0	市町村民税額 57,700円【※5】 未滿
B	非 課 税 世 帯		0	0	
C1	均 等 割 の み 課 税		13,000 (6,500)	12,300 (6,150)	
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600 円 未滿	17,100 (8,550)	16,160 (8,080)	徴収免除
D1		48,600 円 以上 60,700 円 未滿	19,200 (9,600)	18,150 (9,080)	
D2		60,700 円 以上 71,600 円 未滿	21,900 (10,950)	20,700 (10,350)	市町村民税額 57,700円【※5】 以上 徴収
D3		71,600 円 以上 83,700 円 未滿	25,900 (12,950)	24,500 (12,250)	
D4		83,700 円 以上 97,000 円 未滿	30,000 (15,000)	28,350 (14,180)	
D5		97,000 円 以上 108,400 円 未滿	32,800 (16,400)	31,000 (15,500)	
D6		108,400 円 以上 123,300 円 未滿	36,700 (18,350)	34,700 (17,350)	
D7		123,300 円 以上 145,000 円 未滿	40,600 (20,300)	38,360 (19,180)	
D8		145,000 円 以上 169,000 円 未滿	44,500 (22,250)	42,000 (21,000)	
D9		169,000 円 以上 190,300 円 未滿	50,000 (25,000)	47,250 (23,630)	
D10		190,300 円 以上 222,300 円 未滿	54,000 (27,000)	51,030 (25,520)	
D11		222,300 円 以上 301,000 円 未滿	58,500 (29,250)	55,300 (27,650)	
D12		301,000 円 以上 397,000 円 未滿	60,300 (30,150)	57,000 (28,500)	
D13		397,000 円 以上	64,000 (32,000)	60,480 (30,240)	

【月額／円】

< 保育料等 徴収月額基準表【特例】 >

階層 区分 【※3】	保 育 料 (多子軽減による2人目保育料)		副 食 費
	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	標準時間	短時間	標準時間・短時間 ・教育標準時間
A	0	0	徴収 <u>免除</u>
B	0	0	
C1	5,800 (0)	5,500 (0)	
C2	6,200 (0)	5,900 (0)	
D1	6,700 (0)	6,400 (0)	
D2	7,200 (0)	6,800 (0)	
D3	7,700 (0)	7,300 (0)	
※市町村民税所得割額 77,101円未満			

- ・2人目が()内の金額で、3人目以降は無料です。
- ・利用する保育施設によって、保育料以外に施設の運営にかかる経費や、教材費等の特定負担額を求めることがあります。詳しくは各保育施設にご確認ください。

【※3】 認定こども園等を幼稚園的利用(1号認定)する場合、階層区分は、「1」や「2」といった数字のみで表記される階層となり、保育料は無償化により0円となる一方で、副食費がかかります。

【※4】 ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

【※5】 認定こども園等を幼稚園的利用(1号認定)する場合には、57,700円を77,101円と読み替えてください。

3 保育料等の多子軽減について -上の子がいる場合の保育料等-

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料が半額又は無料に、又は、副食費が徴収免除となる場合があります。(これを多子軽減といいます。)上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

<多子軽減の適用表(保育所の利用(3号認定及び2号認定)の場合)>

世帯の状況	市町村民税 所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料 / 副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は 障がいのある 人がある世帯等 (詳細は前ページ参照)	77,101円 未 満	父 母 と 同 一 生 計 の 子 ども 全 て	不要	0円 / 0円	0円 / 0円
	77,101円 以 上	施設[※1]に在籍する 就 学 前 児 童 の み	通所施設 により要 [※1]	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円
上記以外の世帯	57,700円 未 満	父 母 と 同 一 生 計 の 子 ども 全 て	不要	半額 / 0円	0円 / 0円
	57,700円 以 上	施設[※1]に在籍する 就 学 前 児 童 の み	通所施設 により要 [※1]	半額 / 全額 (軽減なし)	0円 / 0円

<多子軽減の適用表(幼稚園の利用(1号認定)の場合)>

世 帯 の 状 況	市 町 村 民 税 所 得 割 額	対 象 と な る 上 の 子	在 園 証 明 書 の 提 出	対象児童の副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
全 て の 世 帯	77,101円 未 満	多子軽減の有無にかかわらず、第1子から0円(市町村民税の金額により免除)			
	77,101円 以 上	小 学 校 1 ～ 3 年 生 及 び 施設[※1]に在籍する 就 学 前 児 童	通所施設 により要 [※1]	全額 (軽減なし)	0円

[※1] 多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設及び在園証明書が不要か必要かどうかについては次のとおりです。

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**不要**

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業所
- 企業主導型保育事業所

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**必要**

- 特別支援学校幼稚園
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 児童心理治療施設

4 保育料等の変更・減免について

(1) 保育料等の変更について

次のような場合に、保育料等の変更が必要な場合がありますので、保育課、支所又は利用中の保育施設(以下、「保育課等」という。))に必要な書類を提出してください。なお、市の調査等により世帯状況の変更等が発覚した場合、遡及して差額分の保育料等を徴収する場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

※書類が**保育課**に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。

※年度末までに到着したものが有効です。 **※原則として年度を超える保育料等の変更は行いません。**

i) 世帯状況に変更があった場合

- 離婚した／離婚を前提とした別居を始めた
- 配偶者が亡くなった
- 結婚した／未届だが同居を始めた
- 祖父母等と同居(別居)を始めた
- 家計の主宰者が変わった(祖父母の扶養に入った等)
- 生活保護の受給開始／保護廃止となった
- 世帯員の障害者手帳等の所持状況が変わった

<必要提出書類> ●教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)

●その他の書類(必要な場合と不要な場合があります。詳細については、保育課へお問い合わせください。)

ii) 所得税・市町村民税額に変更があった場合

※市民税課・税務署への申告期限はその年度の **12 月末日まで**

市民税課や税務署へ修正申告した場合は、保育課へ申し出てください。(期限を過ぎて申告したものは無効です。)

<必要提出書類> ●申告書の控え

(2)保育料の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合(副食費は対象外)があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。

5 保育料等の納付について

(1)保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「①東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「②各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	①東広島市	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設
副食費	①東広島市	①東広島市	②各保育施設	②各保育施設	なし

－広域利用による他市町村の保育施設を利用する場合－

- 公立保育施設 → 「他市町村の自治体」へ納付
- 私立保育施設(保育所) → 「①東広島市」へ納付
- 私立保育施設(認定こども園等) → 「②各保育施設」へ納付

(2)東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、**口座振替を原則**としています。御理解と御協力をお願いします。

(市内に本店・支店のある銀行に限ります。)

※口座振替の手続きが困難な場合、送付する納付書により**金融機関の窓口で納付**していただくことになります。

(3)口座振替申込み方法

- 提出書類 「保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)」※入所決定後、保育施設より配布
- 提出先 直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口へ提出

※きょうだいの引落し口座は、同一口座にしてください。
※振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を金融機関の窓口へ持参し納付してください。
※口座振替依頼書提出後、口座振替の手続きが完了するまで最大2か月程度かかります。

－第2子が入所した場合など、既に口座登録を済ませたきょうだいが他にいる場合－

原則として登録済のきょうだいの口座から保育料等を引落しますが、東広島市が1年間以上に渡って保育料・副食費を引き落していない口座からは、保護者からの連絡がなければ引き落とすことができません。新たに金融機関の窓口で申込を行うか、どのきょうだいの登録済口座を使用するのか保育課まで連絡してください。

(4)口座振替日(納期限)について

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和8年 4月30日	8月分	令和8年 8月31日	12月分	令和9年 1月 5日
5月分	令和8年 6月 1日	9月分	令和8年 9月30日	1月分	令和9年 2月 1日
6月分	令和8年 6月30日	10月分	令和8年11月 2日	2月分	令和9年 3月 1日
7月分	令和8年 7月31日	11月分	令和8年11月30日	3月分	令和9年 3月31日

(5)保育料等が滞納になった場合について

i)児童手当からの徴収について

保育料等に滞納があるにもかかわらず継続的な納付が困難な場合については、児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書に基づいて保育料等に充当します。詳しくは保育課までお問い合わせください。

ii)滞納への対応について

督促状(兼納付書)記載の期日までに保育料等の納付がない場合、次のような対応を取る場合があります。

- 自宅及び勤務先への電話・訪問
- 勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- 差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料等を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

11 認可保育施設以外をご利用の場合

1 子育てのための施設等利用給付認定について

下表中の「施設の種類」にある施設をご利用の場合、子育てのための施設等利用給付認定(新認定)を受けることで、幼児教育・保育の無償化となります。
施設利用の申込み方法や空き状況などについては、施設に直接お問い合わせください。

■無償化の範囲

子どもの年齢		3～5 歳児クラス (3 歳で迎える 4 月 1 日～小学校就学前)		0～2 歳児クラス (出生から 3 歳になって最初の 3 月 31 日まで)	
保育要件【※1】		あり	なし	あり	なし
住民税課税状況		-	-	非課税世帯	課税世帯
施設の種類	私立幼稚園(新制度移行済) 認定こども園(教育利用)	無償		-	-
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	11,300 円/月 (450 円×利用日数) まで無償【※2】	無償化の対象外	-	-
	私立幼稚園(新制度未移行)	25,700 円/月まで無償【※2】 ※国立大学附属幼稚園は 8,700 円/月		-	-
	私立幼稚園の預かり保育料	11,300 円/月 (450 円×利用日数) まで無償	無償化の対象外	-	-
	認可外保育施設、病児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり【※3】	合計 37,000 円/月 まで無償	無償化の対象外	合計 42,000 円/月 まで無償	無償化の対象外

【※1】保育要件(保育を必要とする事由)については、3 ページをご覧ください。

【※2】認定こども園(教育利用)、幼稚園の「満 3 歳児クラス」については、上記 3～5 歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには、保育要件に加え、住民税非課税世帯である必要があります。(この場合の上限額は 16,300 円/月)

【※3】企業主導型保育施設については、直接利用している施設にお問い合わせください。

2 申請方法について

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(新認定)の申請を行い、下記いずれかの認定を受ける必要があります。

認可保育施設の利用申込とは異なる申請であるため、必ず子育てのための施設等利用給付認定の申請を行ってください。

申請は、必要書類を記入・準備の上、ご利用の施設、保育課または各支所で行ってください。ただし、申請日以前に遡って認定を受けることはできないため、必ず利用日の前日までに申請書類を提出してください。

●新 1 号認定:満 3 歳児以上で、私立幼稚園(新制度未移行)を利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書

●新 2 号認定:3～5 歳児クラスで、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を利用する、 または、認可外保育施設等を保育利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

●新 3 号認定:市民税非課税世帯の 0～2 歳児クラスで、認可外保育施設等を保育利用する、 または、 市民税非課税世帯の満 3 歳児で、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を 利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

3 無償化給付の受け方について

認定を受けることで幼児教育・保育の無償化の対象となりますが、利用する施設の種類により無償化給付の受け方が異なります。

●私立幼稚園(新制度未移行)を利用【新 1 号認定】 認定こども園(教育利用)・私立幼稚園(新制度移行済)の預かり保育を利用【新 2・3 号認定】

上記の場合は、市が施設に対して直接支払いを行うため、保護者が支払う必要はありません。

ただし、対象上限額を超えた場合は、施設より別途徴収される場合があります。

また、給食費(免除者を除く)、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。ご利用の施設に直接お支払いください。

●私立幼稚園(新制度未移行)の預かり保育を利用【新 2・3 号認定】 認可外保育施設等を利用【新 2・3 号認定】

上記の場合は、いったん保護者が保育料を施設へ支払い、後から市に対して請求を行い、払い戻しを受ける「償還払い」となります。償還払いの受付は、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回です。

該当月になったら、「施設等利用費請求書」に、施設を利用した際に発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、請求書提出締切日までに、ご利用の施設に提出してください。

なお、給食費(免除者を除く)、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。

■令和8年度 償還払いスケジュール

償還払い対象月【※1】	請求書提出締切日	支払予定日
令和8年 3月分まで	令和8年 4月15日	令和8年 5月上旬
令和8年 6月分まで	令和8年 7月15日	令和8年 8月上旬
令和8年 9月分まで	令和8年 10月15日	令和8年 11月上旬
令和8年 12月分まで	令和9年 1月15日	令和9年 2月上旬

【※】対象月を過ぎた場合でも、2 年間は請求することが可能です。

12 その他保育サービス

(1)給食

多くの食品を使ってバランスのとれた食事を提供しています。

・給食内容

2歳児クラス以下は主食と副食、3歳児クラス以上は副食のみの提供を行っています。ただし、一部の施設では3歳児クラス以上にも主食を提供しています。

・食物アレルギーについて

アレルギーの原因食物は、安全な給食提供の観点から、医師の診断に基づいて除去しています。原因食物除去の申請には、施設での聞き取りとともに、医師の診断に基づいた生活管理指導表が必要となります。

また、施設での食物アレルギー発症を防ぐため、家庭で食べたことのない食材や調味料等は、基本的に提供できません。入所までに施設で提供する食材等を2回以上お試しください。ただしくことをおすすめしています。ベビーフード等の市販品に含まれている食材・調味料等もありますので、チェックしてみてください。

詳細は各施設にお問い合わせください。



(2)こども誰でも通園制度



認可保育施設及び企業主導型保育施設に通所していない0歳6か月以上、満3歳未満のこどもを対象とした通園制度です。

こども1人につき1月当たり10時間を上限に、保育要件を持たない方も保育施設を利用できます。

(3)一時保育



保護者の就労、病気、子育ての負担軽減など、一時的な利用ができます。問い合わせや申込みについては直接施設へご連絡ください。

令和7年10月時点で一時保育の実施をしている保育施設については別紙「認可保育施設一覧」を参照ください。利用者が多い場合はお断りすることがあります。

(4)園庭解放



家庭での子育て支援の一環として各保育施設で行っています。問い合わせは各保育施設へご連絡ください。

(5)病児保育



病中や病気の回復期のため集団保育が難しい場合、保育施設に預けることができません。その場合は、病児保育施設の利用をご検討ください。

病児保育施設は、看護師等が一時的に保育等を実施しています。利用については各病児保育施設にお問い合わせください。

- 市内の病児保育施設 ※施設の詳細についてはHPをご覧ください。
- 病児保育施設利用料の減免制度

(6)延長保育



保育短時間での利用中、就労時間の関係などにより定められた時間内での迎えが難しい場合、施設が定める時間を超えて(ただし開所時間内に限り)、利用することができます(ただし延長料金が必要)。延長利用を検討する場合はあらかじめ、各施設にご確認ください。

13 令和7年度からの変更点

・育休退園制度が廃止されました

令和8年4月1日以降に在園している児童については、保護者が育児休業を取得された場合でも、全年齢児とも希望すれば保育園の利用を継続することができます。

令和8年3月31日までに育休退園された児童についても、令和8年4月以降に再入所できるよう調整を行います。

・保育短時間の基準が変更になりました

これまでは、保育要件が「求職活動」「育児休業中」の場合のみ、保育短時間の利用となっていました。令和8年4月1日以降、「就労」「就学」「介護・看護」の保育要件の場合でも、活動時間が120時間を下回る場合、保育短時間での利用となるよう変更します。ただし、就労等の活動時間が120時間未満の場合でも、シフト制の勤務による時間の変動や通勤時間が長いなど、生活や子育てに支障が生じる特別な事情がある場合は、ご家庭の状況に応じて「保育標準時間」の認定を検討します。

また、保育短時間での利用中、就労時間の関係などにより定められた時間内での迎えが難しい場合、施設が定める時間を超えて(ただし開所時間内に限り)、利用することができます(ただし、延長料金が必要)。

延長利用を検討する場合はあらかじめ、各施設にご確認ください。

・転園申込みの仕様が変更になりました

これまで転園申込みの場合は、入所申込書と保育所(園)変更届のみの提出となっておりました。

令和8年度受付分からはそれらに加え、保育の認定要件に関する申立書と必要証明書類の添付も必要となります。

令和7年度 転園申込必要書類	令和8年度 転園申込必要書類
・入所申込書 ・保育所(園)変更届	・入所申込書 ・保育所(園)変更届 ・保育の認定要件に関する申立書 ・必要証明書類(保護者全員分)

・電子申請での申込みが便利になりました

電子申請によりすべてオンラインで申込みが完結できるようになりました。募集期間中、24時間申請が可能です。ただし、書類不備等がある場合は、保育課からご連絡をさせていただきます。訂正が期日までに行われない場合、正式な審査が行えない場合がございます。

また、変更申請についても、電子申請での受付が可能です。

・各月の申込み受付期間が変更になりました

締切が各月25日だったところを、20日に変更しました。

詳細は本紙の表紙をご覧ください。

・申込みの有効期限が変更になりました

申込み後、6か月間だった有効期限が、12か月(年度内に限る)に変更となりました。

ただし、下記保育要件については、有効期限内に限らず、保留とさせていただきます。必要に応じて、再度申込みを行ってください。

【申込み有効期限内でも取下げとなる保育要件】

・妊娠・出産

出産予定日もしくは出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、今後の保育要件がないため、入所申込が取下げとなります。

・疾病・障がい(診断書を必要証明書類として提出された場合)

申込み後、6か月を経過する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、診断書の有効期限が過ぎるため、入所申込が取下げとなります。

園見学なんで大切？

楽しく
通えるかな？

どんな行事？
保護者も参加？

保育園から
呼び出し？

保育料＋
他の支払い？



ドキドキ不安

見学に
行こう

ワクワク安心

家庭と園の方針

熱37.5度
で呼び出し

看護師在住

アレルギーの対応

薬の服用依頼方法

駐車場の有無



英語・リトミック
夏まつり・遠足
etc

お布団リース代
環境整備費
教育充実費

教育重視
自然な環境

延長保育・土曜保育
利用方法

この園と大好きな先生に出会えて良かった！

園見学には、まず園へご連絡ください。（13時～15時頃がおすすめ）

- ①お子様の生年月日 ②見学希望の日時 ③必要な持ち物
④入園を希望する時期 ⑤子どもの同伴の可否 ご相談ください。

通ってみて
「本当に良かった！」
って思って預けたいから

見学に行こう

保育施設選び チェックリスト

立地

- ☐ 通園(所)時間と通いやすさ
- ☐ 雨の日でも通えるか

保育時間

- ☐ 早朝保育は何時から
- ☐ 延長保育は何時まで
- ☐ 延長保育料金の額
- ☐ 土曜保育の有無と利用方法

施設

- ☐ 保育施設・園庭の環境
- ☐ 広さ・場所・駐車場の有無
- ☐ 自転車やベビーカーを置けるか
- ☐ どんな絵本や玩具があるか
- ☐ お散歩に行く公園などがあるか

保育士

- ☐ 保護者に対する対応や印象
- ☐ 子どもへの言葉かけや接し方
- ☐ 保育士同士の雰囲気

給食

- ☐ 自園調理か 外注か
- ☐ アレルギーの対応
- ☐ 食育に対する考え

その他

- ☐ 英語教育・体操教室などの習い事
- ☐ 給食・おむつ・教育費などの別途費用
- ☐ 保護者会の内容
- ☐ 保護者参加行事 平日?
- ☐ 慣らし保育
- ☐ 病気・発熱の登園目安

持ち物

- ☐ 使用済みのおむつ
園が捨てる / お家で捨てる
- ☐ おむつ 持参 / サブスク
- ☐ 日々の持ち物
- ☐ お昼寝のお布団

見学の前に施設へご連絡ください。(TEL 13～15時がつながりやすいです)

- ①見学の日時 ②お子様の生年月日 ③必要な持ち物
④入園(所)希望時期 ⑤子ども同伴要否

HigashiHiroshima City.



東広島市役所 こども未来部 保育課 保育所係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0934

FAX (082) 422-6669